平成２３年（フ）第５０号
金沢市上荒屋７丁目200番地、従前の住所金沢市古府町南1023番地
債務者　表野　正治
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
金沢市増泉４丁目９番32号　カスティーヨ増泉305号
債務者　森本　秀樹
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７３号
石川県石川郡野々市町押野６丁目187番地
押野グリーンマンション305
債務者　押田　芳治
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７６号
石川県河北郡内灘町字緑台１丁目105番地
緑風荘・203号、従前の住所石川県かほく市指江ソ38番地15
債務者　山瀬　國男
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７８４号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内４丁目111番地
2　21ウィングⅠ―106号室
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７２８号
名古屋市西区児玉３丁目13番34号
債務者　今給黎達也
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２９号
愛知県東海市東海町７丁目14番７号　ラフィーネⅠ301号
債務者　荒巻ジュンこと　ＡＲＡＭＡＫＩ　ＪＵＤＩＴＨ　ＳＩＬＶＡ
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６７号
名古屋市名東区高針２丁目2316番地　アップルハウス205号
債務者　ＫＳ　ｐｌａｎｎｉｎｇこと　加藤　昭司（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２号
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和70番地、前住所三重県南牟婁郡御浜町大字下市木968番地
債務者　中村　充典
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２３号
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和70番地、前住所三重県南牟婁郡御浜町大字下市木968番地
債務者　中村　久生
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２４３号
広島市東区戸坂大上２丁目１番45号
債務者　平田　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０４号
広島県安芸郡府中町鶴江１丁目25番13号
債務者　今西　一也
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１５号
広島市西区古江新町５番７―202号　谷平ビル
債務者　吉元　良男
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５号
香川県綾歌郡宇多津町1876番地
債務者　中川　幸二
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５１号
香川県観音寺市流岡町685番地４
債務者　西村　泰子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７７号
香川県丸亀市土器町東６丁目300番地蓬莱ニューマンション109号
債務者　大林　友美（旧姓川邊）
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３７５号
北九州市小倉北区南丘１丁目９番７号
債務者　米谷ヨリ子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部